平成２４年（フ）第３６号
群馬県伊勢崎市堀下町1047番地
債務者　松島　征夫
1　決定年月日時　平成24年３月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉野　　晶
4　破産債権の届出期間　平成24年５月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年６月12日午前11時
6　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第３８号
群馬県伊勢崎市西久保町３丁目1132番地17
債務者　松島　伸健
1　決定年月日時　平成24年３月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉野　　晶
4　破産債権の届出期間　平成24年５月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年６月12日午前11時
6　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第９３号
川崎市宮前区馬絹567番地　メイハイツ301号
債務者　大武　　孝
1　決定年月日時　平成24年３月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高橋　　慶
4　破産債権の届出期間　平成24年４月23日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年６月21日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成24年６月20日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第５２８号
横浜市鶴見区浜町１丁目２番地23
債務者　武田　吉弘
1　決定年月日時　平成24年３月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　早川　和孝
4　破産債権の届出期間　平成24年４月23日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年７月３日午前10時20分
6　免責意見申述期間　平成24年７月２日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第５６号
佐賀県鳥栖市西田町32番地１コーポ広重Ｂ101
債務者　岩瀬　里司
1　決定年月日時　平成24年３月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　隈　　淳平
4　破産債権の届出期間　平成24年４月27日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年７月５日午後２時
6　免責意見申述期間　平成24年７月４日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第６０号
佐賀県三養基郡みやき町大字簑原1237番地42
債務者　白水　正和
1　決定年月日時　平成24年３月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松尾　弘志
4　破産債権の届出期間　平成24年５月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年７月19日午前10時15分
6　免責意見申述期間　平成24年７月18日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２７０号
新潟市西区寺尾上６丁目17番27号、前住所新潟市西区坂井砂山４丁目17番17号　ヒルタウンなかよし３号棟311号
債務者　田村　光康
1　決定年月日時　平成24年３月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　兒玉　武雄
4　破産債権の届出期間　平成24年５月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月８日午後１時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成24年５月18日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１０７号
新潟市北区太田甲5711番地３
債務者　皆川　正美
1　決定年月日時　平成24年３月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山田　聡之
4　破産債権の届出期間　平成24年５月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月22日午前10時10分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成24年５月18日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１０２号
兵庫県加古川市尾上町口里201番地の３
債務者　佐藤　正勝
1　決定年月日時　平成24年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中野　二郎
4　破産債権の届出期間　平成24年４月23日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月５日午前10時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成24年５月21日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第１４号
広島県尾道市向島町14813番地１
債務者　半田　則保
1　決定年月日時　平成24年３月23日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山内奈保子
4　破産債権の届出期間　平成24年４月23日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月15日午前10時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成24年６月21日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２４年（フ）第６３号
北海道旭川市豊岡４条５丁目３番３号
債務者　武田　政久
1　決定年月日時　平成24年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小林　史人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年６月７日午後２時10分
5　免責意見申述期間　平成24年５月31日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第８号
和歌山県日高郡由良町大字神谷130番地
債務者　西濵　三夫
1　決定年月日時　平成24年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　阪本　康文
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月17日午後１時10分
5　免責意見申述期間　平成24年５月９日まで
和歌山地方裁判所御坊支部

平成２４年（フ）第１１号
兵庫県南あわじ市広田広田924番地７　川向岡団地16号、居所兵庫県三木市大塚２丁目３―12　ベルクール大塚208号
債務者　谷岡　一正
1　決定年月日時　平成24年３月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　富本　和路
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月４日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成24年５月11日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２４年（フ）第１２号
兵庫県淡路市志筑3523番地21　シーサイド津名405、前住所兵庫県淡路市志筑3111番地25
債務者　城田　易行
1　決定年月日時　平成24年３月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　林　亜衣子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月25日午後２時
5　免責意見申述期間　平成24年５月11日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係